

## 資料編

資料1 新庁舎規模の算定条件

資料2 新庁舎規模の算定

資料3 新庁舎建設場所の選定

資料4 現庁舎の建て替えにかかるPFI導入検討報告書

資料5 答申 市川市庁舎整備基本構想の策定について

### 3 職員数の将来推計

将来的な職員数については、公的年金制度の改正によって、支給開始年齢が段階的に上げられる（平成 37 年まで）ことを踏まえ、退職後の再雇用などこれに起因する職員数の変動を考慮しながら、年齢構成をできるだけ平準化するよう職員採用に配慮して、推計を行いました。

#### (1) 市職員全体の推計

平成 25 年度における職員数を基準とし、将来の業務量、毎年度新規に採用する職員の数、公的年金制度の改正に伴う退職職員の再雇用の考え方など、推計条件を表 3-1 のとおり定め、平成 38 年度まで 5 年おきに算定を行いました。この結果、表 3-2 のとおり、現在 5,567 人の職員が平成 38 年度には 5,740 人（173 人の増加）になると推計されました。

表 3-1 推計条件

	前提条件	備考
① 基準職員数	定数 3,271 人	H25.4.1 現在実数（行財政改革推進課調べ） 特別職ほか 10 名を含む
	定数外 2,296 人	H25.5.1 現在実数（人事課・教育政策課調べ）
② 推計年度	平成 38 年度	年金支給開始年齢の引上げに伴う退職後の雇用を考慮し、推計年度はこの制度改正が完了する翌年とした
③ 新規採用	毎年度の退職者数に応じ調整	年齢構成の平準化も考慮する
④ 再任用職員数	定年退職者数に再任用希望率（推定）をかけて算出	公的年金制度の改正による支給開始年齢の段階的な引上げ（65 歳へ）は、3 年に 1 歳引上げ（平成 37 年に完了）とし、これを考慮した再任用希望とした
⑤ 業務量 （人工数）	業務量は 24 年度から一定とする	不足人員は非常勤職員を補填し、業務量を確保 雇用形態別の人工数の考え方は表 3-3 参照

表 3-2 将来職員数の推計結果

	25 年度 (5/1 現在の実数)	28 年度 (推計値)	33 年度 (推計値)	38 年度 (推計値)
定数	3,271 人	3,240 人	3,190 人	3,140 人
定数外	2,296 人	2,410 人	2,500 人	2,600 人
合計	5,567 人	5,650 人	5,690 人	5,740 人

※定数に特別職（市長ほか）等 10 名を含む

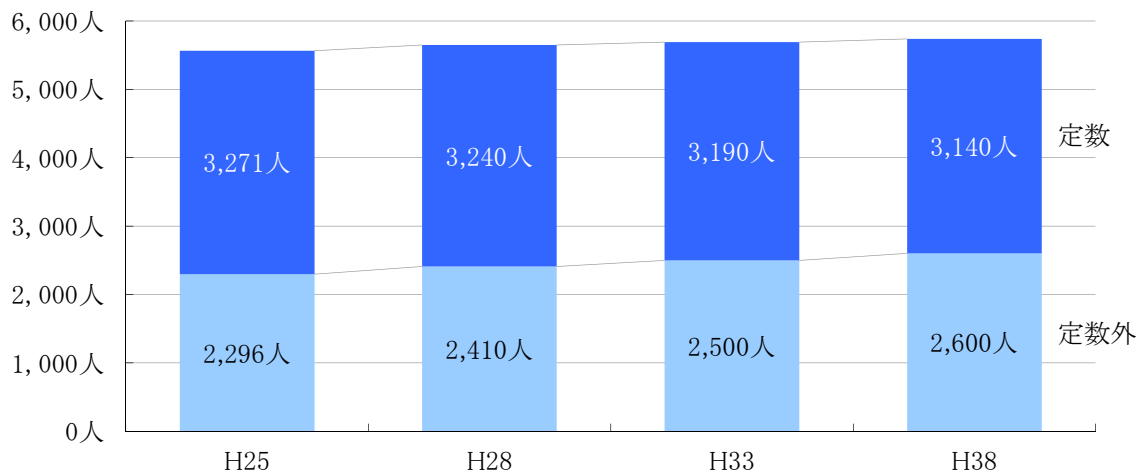


図 3-1 現在（25年度）と推計値（38年度）の職員数の推移

（2）新庁舎に統合する部署にかかる職員数の推計

上記の結果から、新庁舎に統合する部署を抽出すると、現在 1,634 人の職員が平成 38 年度には 1,600 人（34 人の減）と、若干の減少傾向で推計されました。

なお、市職員全体の推計は増加傾向となっていますが、これは定数外職員の採用が、新庁舎に統合する本庁舎機能を有する部署では簡易な事務作業を補助する一部の職場に限られますが、保育園や学校などの外部施設では採用が多く、将来的に定数外職員の比率が増える傾向となったことによるものと考えられます。

表 3-2 将来職員数の推計結果

	25 年度 (5/1 現在の実数)	38 年度 (推計値)
定 数	1,353 人	1,290 人
定数外	281 人	310 人
合 計	1,634 人	1,600 人

※定数に特別職(市長ほか)等 10 名を含む

（参考）用語の解説

1) 定 数

市川市職員定数条例に定められた事務に常時勤務する地方公務員  
主に市川市の業務を担う職員として、正規職員とフルタイムで勤務する再任用職員からなる

2) 定数外

定数職員以外の非常勤の職員  
正規職員を補助する職員として、非常勤職員と短時間勤務の再任用職員からなる

3) 人工数

人工数は、各職員の雇用形態により、1 週間や 1 日あたりに働いている仕事量に換算したもの

## 4) 雇用形態別の位置づけと人工

表 3-3 職員の雇用形態と人工数

		雇用形態	位置づけ	役割等	人工数
定数		①正規職員	常勤	行政の根幹を担う職員として公権力の行使を行う	1.0
	再任用職員	②常勤再任用職員 (地公法第 28 条の 4)	常勤	雇用と年金の連携を目的とした制度 それまでに培った知識・経験を活かし正規職員とともに仕事を行う 勤務時間は正規職員と同じ	1.0
定数外		③短時間再任用職員 (地公法第 28 条の 5)	非常勤	役割は同上 勤務時間は週 32 時間を限度とする	0.6
	非常勤職員	④非常勤職員 (ほぼフルタイム勤務) (地公法第 17 条)	非常勤	職員の産休・病休等による突発的な欠員や突発的な業務増への対応、定型的業務で正規職員の補助的な業務を行うもの 勤務時間は 1 日 7 時間・週 5 日程度でほぼフルタイムで勤務する	0.89
		⑤非常勤職員 (パートタイム勤務) (地公法第 17 条)	非常勤	役割は同上 勤務時間は週 2~3 日などいわゆるパートタイムで勤務する	0.45

## 4 市川市の将来人口推計

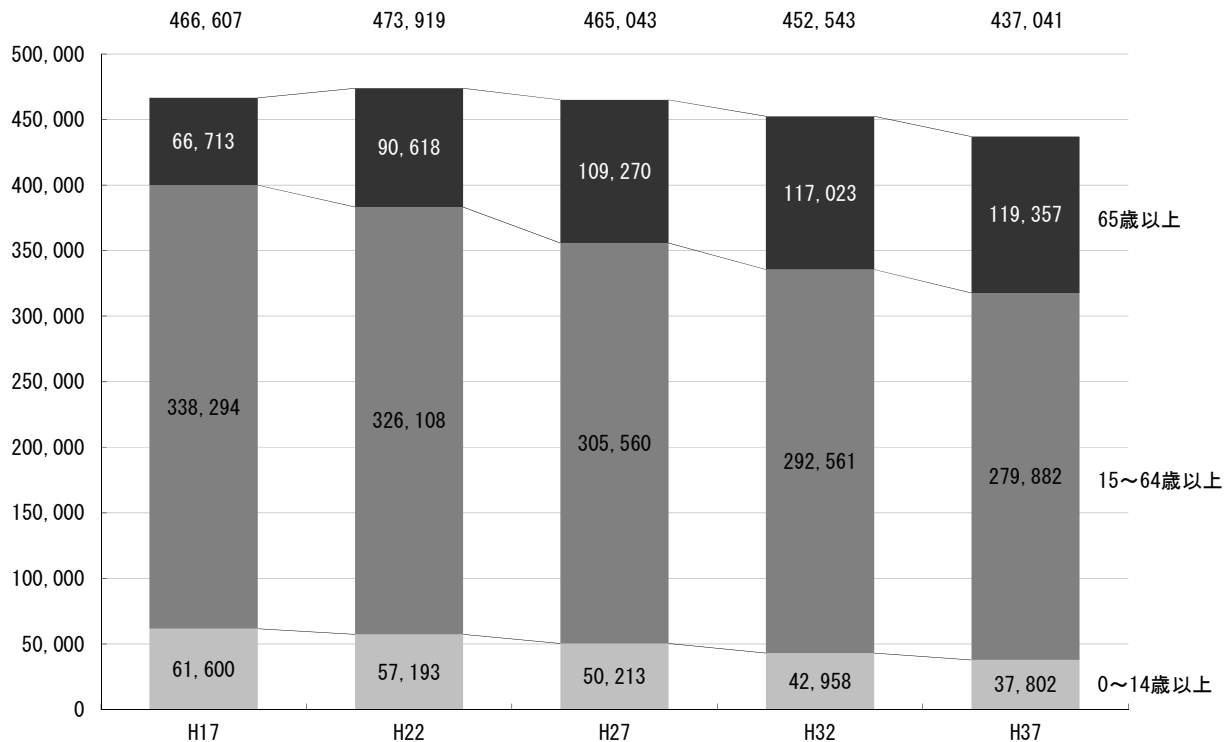


図 4-1 市川市の年齢別将来人口の見通し

※平成 17 年、22 年は国勢調査による実績値